

1 目的

この基準は、呉市歴史民俗資料館設置条例（平成17年条例第43号）第6条の規定に基づき、呉市歴史民俗資料館に係る入館料の減免に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 入館料の全額免除

次の各号のいずれかに該当するときは、入館料を全額免除する。

(1) 次の行事で引率者が入館するとき。

ア 小学校、中学校及び高等学校が実施する教育活動

イ 地区子ども会等の青少年育成団体が実施する行事

ウ 幼稚園や保育所の諸行事

(2) 呉市いきいきパス交付規則（平成24年呉市規則第3号）に基づく呉市いきいきパスの交付を受けた者（障害者（大人）及び障害者（小児）については、介護者一人を含む。）が当該パスを提示し、入館するとき。

(3) 身体障害者手帳、療育手帳又は障害者手帳の交付を受けた者（介護者一人を含む。）が当該手帳を提示し、入館するとき。

(4) 被爆者健康手帳の交付を受けた者が当該手帳を提示し、入館するとき。

(5) 戦傷病者手帳の交付を受けた者（介護者一人を含む。）が当該手帳を提示し、入館するとき。

(6) 母子健康手帳の交付を受けた呉市に在住する妊婦が当該手帳を提示し、入館するとき。

(7) 県内の留学生が、財団法人ひろしま国際センターが発行する県内文化施設等優待カードを提示し、入館するとき。

(8) 呉観光タクシー推進研修を受けたタクシーの乗務員が受講証明証を提示し、観光客に同行して入館するとき。

(9) 呉観光ボランティアの会又はこれに類する団体の会員証の交付を受けた者が、観光案内のために当該会員証を提示し、入館するとき。

(10) 20人以上の観覧者の団体の引率者（添乗員、バス運転手、バスガイド等）が入館するとき。

(11) くれ観光特使要綱（平成20年12月1日実施）に基づく「くれ観光特使」の名刺を提示した者が入館するとき。

(12) 呉市及び呉市の機関が、公用又は主催する事業のために入館するとき。

(13) 広島中央地域連携中枢都市圏内（竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町）在住又は圏内の学校に通学する小・中・高校生が観覧するとき。

(14) その他市長が必要と認めたとき。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、入館料を団体料金（20人以上の団体の入館料となるための額）に減額する。

(1) 同一目的により20人以上で構成される1つの団体が、同日中に複数の班に

分かれて入館する場合で、事前にそのことを確認することが可能なとき。

- (2) 呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム），かまがり自然体験施設，呉市入船山記念館，呉市川尻筆づくり資料館，呉市立美術館，蘭島文化振興施設又は呉市御手洗地区文化施設のうち「文化交流施設」（江戸みなとまち展示館及び乙女座）のいずれかに入館した者が，同日中に前記のいずれかの施設に入館したことを示す入館券等を提示して入館するとき。
- (3) 大和ミュージアム友の会の個人会員が会員証を提示し，入館するとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

4 その他

この基準に定めるもののほか，入館料等を減免する場合は，市長が別に定める。

付 則

この基準は，平成27年4月1日から実施する。

改正 平成30年7月21日